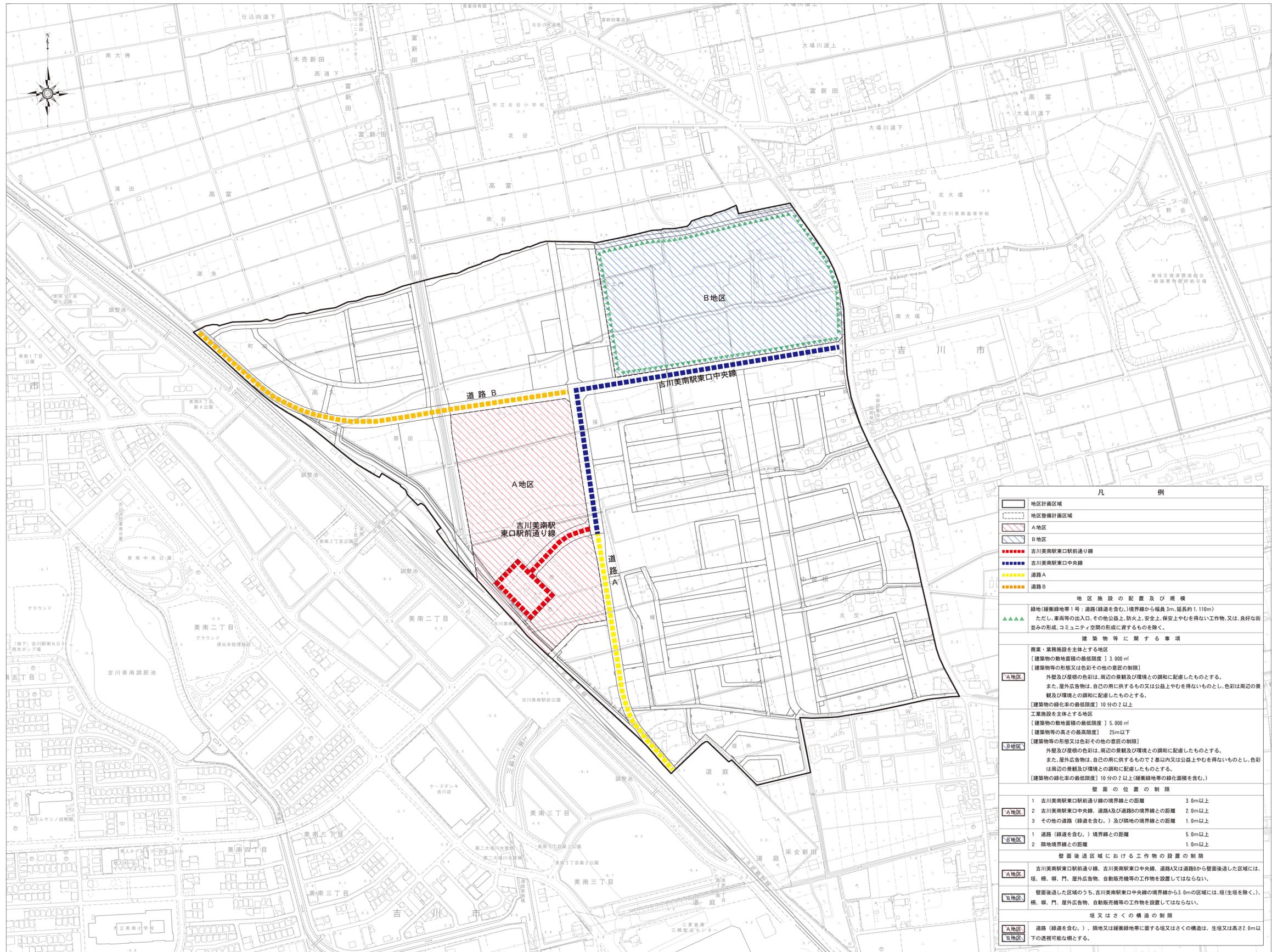


地区整備計画図



凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	A地区
	B地区
	吉川美南駅東口駅前通り線
	吉川美南駅東口中央線
	道路A
	道路B
地区施設の配置及び規模	
	緑地(緩衝緑地等1号:道路(緑道を含む)境界線から幅員3m、延長約1.110m) ただし、車両等の出入口、その他公益上、防火上、安全上、保安上やむを得ない工物、又は、良好な街並みの形成、コミュニティ空間の形成に資するものを除く。
建築物等に関する事項	
A地区	商業・業務施設を主体とする地区 [建築物の敷地面積の最低限度] 3,000㎡ [建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限] 外壁及び屋根の色彩は、周辺の景観及び環境との調和に配慮したものとす。 また、屋外広告物は、自己の用に供するもの又は公益上やむを得ないものとし、色彩は周辺の景観及び環境との調和に配慮したものとす。 [建築物の緑化率の最低限度] 10分の2以上
B地区	工業施設を主体とする地区 [建築物の敷地面積の最低限度] 5,000㎡ [建築物等の高さの最高限度] 25m以下 [建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限] 外壁及び屋根の色彩は、周辺の景観及び環境との調和に配慮したものとす。 また、屋外広告物は、自己の用に供するもので、基以内又は公益上やむを得ないものとし、色彩は周辺の景観及び環境との調和に配慮したものとす。 [建築物の緑化率の最低限度] 10分の2以上(緩衝緑地帯の緑化面積を含む。)
壁面の位置の制限	
A地区	1 吉川美南駅東口駅前通り線の境界線との距離 3.0m以上 2 吉川美南駅東口中央線、道路A及び道路Bの境界線との距離 2.0m以上 3 その他の道路(緑道を含む。)及び隣地の境界線との距離 1.0m以上
B地区	1 道路(緑道を含む。)境界線との距離 5.0m以上 2 隣地境界線との距離 1.0m以上
壁面後退区域における工物の設置の制限	
A地区	吉川美南駅東口駅前通り線、吉川美南駅東口中央線、道路A又は道路Bから壁面後退した区域には、垣、柵、門、屋外広告物、自動販売機等の工物を設置してはならない。
B地区	壁面後退した区域のうち、吉川美南駅東口中央線の境界線から3.0mの区域には、垣(生垣を除く。)、柵、門、屋外広告物、自動販売機等の工物を設置してはならない。
垣又はさくの構造の制限	
A地区	道路(緑道を含む。)、隣地又は緩衝緑地帯に面する垣又はさくの構造は、生垣又は高さ2.0m以下の透視可能な柵とする。
B地区	